

7月1日受療分より、あんま・はり・きゅう療養費の申請方法が変更となりました

2019年2月28日発行の[健保ニュース\(2018-09号\)](#)にてご案内しましたとおり、2019年7月1日受療分より、あんま・マッサージ、はり・きゅうの療養費の申請方法が変更となりました。申請の際に、**領収書**が必要です。また、健康保険であんま・マッサージ、はり・きゅうの施術を受けるには、下記の傷病を対象とした**医師の同意書**が必要です。施術が長期にわたる場合、6か月ごとに文書による医師の再同意が必要になります。具体的な申請方法につきましては、[健保ニュース\(2018-09号\)](#)をご確認ください。

なお、医師の同意がある期間に受けた施術でも、健康保険組合の審査の結果「保険給付と認められない」と判断した場合は、全額自己負担となります。

～健康保険の対象となるもの～

はり・きゅうの場合

- ・神経痛 ・リウマチ
- ・頸腕症候群 ・五十肩
- ・腰痛症 ・頸椎捻挫後遺症

※主に上記6疾患であり、慢性的で医師による適当な治療手段のない場合のみ。

※はり・きゅうの対象疾病であっても、同時に同疾病の治療を医療機関で行っている場合は対象外となります。

あんま・マッサージの場合

- ・筋麻痺 ・筋委縮
- ・関節拘縮 など

※単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは対象外となります。

★医療機関と同時にかかることはできません

はり・きゅうの施術について健康保険による給付を受けることができるのは、医師による適当な治療手段がない場合のみです。したがって、はり・きゅうの施術を受けながら同一傷病にて医療機関で治療を受けた場合は、はり・きゅうでの施術に対し給付金を支給することができません。全額自己負担となりますのでご注意ください。

※医師から薬やシップを処方された場合も治療行為となり、はり・きゅうでの施術は健康保険扱いとはなりませんのでご注意ください。